

# 湖南農業振興地域整備計画書

平成29年5月

滋賀県湖南市



# ◇ 目 次 ◇

|            |   |           |
|------------|---|-----------|
| <b>第 1</b> | <b>農用地利用計画</b> .....                                    | <b>1</b>  |
| 1          | 土地利用区分の方向 .....   | 1         |
| (1)        | 土地利用の方向 .....   | 1         |
| (2)        | 農業上の土地利用の方向 .....                                       | 5         |
| 2          | 農用地利用計画 .....   | 7         |
| <b>第 2</b> | <b>農業生産基盤の整備開発計画</b> .....                              | <b>8</b>  |
| 1          | 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....                                  | 8         |
| 2          | 農業生産基盤整備開発計画 .....                                      | 9         |
| 3          | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                                 | 9         |
| 4          | 他事業との関連 .....   | 9         |
| <b>第 3</b> | <b>農用地等の保全計画</b> .....                                  | <b>10</b> |
| 1          | 農用地等の保全の方向 .....  | 10        |
| 2          | 農用地等保全整備計画 .....  | 10        |
| 3          | 農用地等の保全のための活動 .....                                     | 10        |
| 4          | 森林の整備その他林業の振興との関係 .....                                 | 10        |
| <b>第 4</b> | <b>農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な<br/>利用の促進計画</b> ..... | <b>11</b> |
| 1          | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する<br>誘導方向 .....          | 11        |
| (1)        | 効率的かつ安定的な農業経営の目標 .....                                  | 11        |
| (2)        | 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....                      | 12        |
| 2          | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を<br>図るための方策 .....       | 12        |
| (1)        | 農業経営基盤強化のための方策 .....                                    | 12        |
| (2)        | 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 .....                                | 13        |
| 3          | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                                 | 13        |
| <b>第 5</b> | <b>農業近代化施設の整備計画</b> .....                               | <b>14</b> |
| 1          | 農業近代化施設の整備の方向 .....                                     | 14        |
| 2          | 農業近代化施設整備計画 .....                                       | 14        |
| 3          | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                                 | 14        |
| <b>第 6</b> | <b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b> .....                      | <b>15</b> |
| 1          | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 .....                            | 15        |
| 2          | 農業就業者育成・確保施設整備計画 .....                                  | 15        |
| 3          | 農業を担うべき者のための支援の活動 .....                                 | 15        |
| 4          | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                                 | 15        |

|           |                           |           |
|-----------|---------------------------|-----------|
| <b>第7</b> | <b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>  | <b>16</b> |
| 1         | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標        | 16        |
| 2         | 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策   | 16        |
|           | (1) 地域産業の活性化              | 16        |
|           | (2) 企業進出に際しての地域関係者等との連絡調整 | 16        |
| 3         | 農業従事者就業促進施設               | 17        |
| 4         | 森林の整備その他林業の振興との関連         | 17        |
| <b>第8</b> | <b>生活環境施設の整備計画</b>        | <b>18</b> |
| 1         | 生活環境施設の整備の目標              | 18        |
|           | (1) 安全性                   | 18        |
|           | (2) 保健性                   | 19        |
|           | (3) 利便性                   | 19        |
|           | (4) 快適性                   | 20        |
|           | (5) 文化性                   | 20        |
| 2         | 農村生活環境施設整備計画              | 21        |
| 3         | 森林の整備その他林業の振興との関連         | 21        |
| 4         | その他の施設の整備に係る事業との関連        | 21        |
| <b>第9</b> | <b>湖南農業振興地域整備計画書 附図</b>   | <b>22</b> |
| <b>別記</b> | <b>農用地利用計画</b>            | <b>23</b> |
|           | (1) 農用地区域                 | 23        |
|           | (2) 用途区分                  | 24        |

# 第 1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

本市は、平成 16 年 10 月 1 日に甲賀郡石部町と同甲西町が合併して誕生した市であり、東西に 9.7km、南北に 12.3km におよび、総面積は 70.40km<sup>2</sup>となっている。滋賀県の南部に位置し、東は甲賀市、北は野洲市、竜王町、西は栗東市に接している。

地形は、南端に阿星山系、北端には岩根山系を望み、市の中央を野洲川が東西に流れ、これに沿って耕地も東西に帯状に広がっている。地質は、野洲川流域では重粘土質土壌と砂質土壌を占めているが、北部の丘陵地は花崗岩系土質で礫に富む植壤土である。

気候は、年間平均気温が約 14℃、年間降水量は約 1,600mm で、夏季は晴天に恵まれ、最も寒冷な 1 月でも積雪や霜被害は少なく、穏やかでしのぎやすい気候となっている。

水利は、野洲川水系及び阿星山より流出している広野川、北部を流れる大山川などが重要な水源となっている。

交通網では、本市の中央部を国道 1 号のバイパスが東西を走っているほか、国土幹線である名神高速道路の竜王 I C と栗東湖南 I C の中間に位置している。また、県道（旧国道 1 号）に並行して J R 草津線が走り、石部、甲西、三雲の三駅があることから、京阪神地方の経済圏との交通・運輸条件に優れている。

平成 27 年における本市の人口は 54,289 人、世帯数は 21,256 世帯で、平成 22 年から平成 27 年にかけて人口は横ばいである。また、農家人口は 3,260 人、農家数は 481 戸（2015 年国勢調査）で、いずれも減少傾向が続いている。

本市は、近畿・京阪神経済圏の中間に位置し、恵まれた交通・運輸条件の下で住宅団地や工業団地の整備等が進み、都市と農村が共存・交流するまちである。

現在、国道 1 号のバイパス整備に伴う交通利便性等を活かした新たな商業開発・地元農産物の直販所の整備・道の駅の設置等が計画されており、計画的な市街地整備に取り組み、農業と都市との調和のとれた、健全で均衡のある土地利用の展開を図る。

農地については、そのほとんどが水田であり、野洲川沿岸にはほ場整備された農地が広がり、国や滋賀県等が行っている農業生産基盤整備の受益地となっているが、若者を中心とした農業離れが進み、農地の減少や荒廃農地が増加する傾向にある。

農地は、食料の安定的な供給源として、優良農地の保全を図るとともに、効率的な利用と生産性の向上、担い手への農地の集積等を推進し、さらに、生産基盤としての機能だけでなく、良好な自然環境ならびに健全な地域社会の維持発展を図る根幹として、自然環境の保全や洪水の調節、固有の地域景観の形成等の多面的な機能が高度かつ十分に発揮されるように努める。

## 農業振興地域内面積の見通し

(単位：ha、%)

|          | 農用地   |      | 農業用施設用地 |     | 森林・原野 |      | 宅地<br>(住宅・工業・他) |      | 計       |       |
|----------|-------|------|---------|-----|-------|------|-----------------|------|---------|-------|
|          | 実数    | 比率   | 実数      | 比率  | 実数    | 比率   | 実数              | 比率   | 実数      | 比率    |
| 現在(H27年) | 695.2 | 58.0 | 1.7     | 0.1 | 210.5 | 17.6 | 290.4           | 24.2 | 1,197.8 | 100.0 |
| 目標(H37年) | 685.1 | 57.2 | 1.7     | 0.1 | 210.5 | 17.6 | 300.5           | 25.1 | 1,197.8 | 100.0 |
| 増減       | -10.1 |      | 0.0     |     | 0.0   |      | 10.1            |      | 0.0     |       |

注) 四捨五入により合計が合わない場合がある。

### イ 農用地区域の設定方針

#### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 695.2ha のうち、a～c に該当する農用地 569.7ha について、農用地区域を設定する。

- a 集団的に存在する農用地
  - ・10ha 以上の集団的な農用地
  
- b 下記の土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
  - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
  - ・区画整理
  - ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
  - ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等
  
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
  - ・果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地、産地の形成上確保しておくことが必要なもの
  - ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
  - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
  - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
  - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
  - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して介在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

**(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針**

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

**(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針**

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

次表（農業用施設用地一覧）参照

農業用施設用地一覧 (1/2)

| 地区・区域番号 | 集落名等 | 地番      | 面積 (㎡)   | 小計 (㎡)  |         |
|---------|------|---------|----------|---------|---------|
| 石部地区    | A-1  | 石部東二丁目  | —        | 117.7   | 5,423.8 |
|         |      | 石部東四丁目  | —        | 218.7   |         |
|         |      | 石部中央五丁目 | 1080 番 3 | 60.9    |         |
|         |      | 石部中央五丁目 | 1080 番 4 | 58.1    |         |
|         |      | 石部中央五丁目 | 1080 番 5 | 321.8   |         |
|         |      | 石部中央五丁目 | 1116 番   | 122.9   |         |
|         |      | 石部中央五丁目 | 1124 番   | 140.8   |         |
|         |      | 石部中央五丁目 | 1133 番   | 83.2    |         |
|         |      | 石部中央五丁目 | —        | 17.6    |         |
|         |      | 石部中央五丁目 | —        | 28.4    |         |
|         |      | 石部中央五丁目 | —        | 201.5   |         |
|         |      | 石部中央五丁目 | —        | 233.3   |         |
|         |      | 石部中央五丁目 | —        | 338.9   |         |
|         |      | 石部中央六丁目 | 1099 番 1 | 1,082.6 |         |
|         |      | 石部中央六丁目 | 1100 番 1 | 872.1   |         |
|         |      | 石部中央六丁目 | 1101 番 1 | 785.7   |         |
|         |      | 石部中央六丁目 | 1102 番 1 | 739.6   |         |

農業用施設用地一覽 (2/2)

| 地区・区域番号     |     | 集落名等  |       | 地番       | 面積 (㎡)  | 小計 (㎡)   |
|-------------|-----|-------|-------|----------|---------|----------|
| 東寺・<br>西寺地区 | B-1 | 東寺三丁目 |       | 1222 番   | 286.3   | 463.1    |
|             | C-1 | 西寺五丁目 |       | 1520 番 1 | 176.8   |          |
| 三雲地区        | D-1 | 夏見    | 字八十田  | 65 番     | 1,746.3 | 1,881.8  |
|             |     | 夏見    |       | —        | 135.5   |          |
|             | D-2 | 三雲    | 字滝谷   | 3571 番   | 186.0   | 454.2    |
|             |     | 三雲    | 字山ノ神下 | 3587 番   | 268.3   |          |
| 岩根地区        | E-1 | 岩根    | 字四反田  | 4135 番 1 | 488.4   | 7,638.9  |
|             |     | 岩根    | 字四反田  | 4152 番 3 | 416.0   |          |
|             |     | 岩根    | 字四反田  | 4166 番 2 | 393.5   |          |
|             |     | 岩根    | 字德行   | 4505 番   | 560.3   |          |
|             |     | 岩根    | 字十七割  | 4660 番 3 | 386.1   |          |
|             |     | 岩根    | 字十七割  | 4660 番 4 | 194.1   |          |
|             |     | 岩根    | 字井出   | 4704 番   | 124.5   |          |
|             |     | 岩根    | 字三反田  | 4729 番   | 51.4    |          |
|             |     | 岩根    | 字三反田  | 4781 番 1 | 2,013.2 |          |
|             |     | 岩根    | 字浦新開  | 4842 番   | 187.6   |          |
|             |     | 正福寺   | 字赤込原  | 884 番 13 | 318.3   |          |
|             |     | 正福寺   | 字髭殿   | 1564 番   | 128.6   |          |
|             |     | 朝国    | 字北田   | 662 番 2  | 195.7   |          |
|             |     | 朝国    | 字北田   | 683 番    | 126.8   |          |
|             |     | 朝国    | 字中田   | 703 番 2  | 198.4   |          |
|             |     | 朝国    | 字中田   | 706 番    | 199.5   |          |
|             |     | 菩提寺   | 字市ノ木戸 | 186 番 2  | 321.1   |          |
|             |     | 菩提寺   | 字北伊駒  | 2453 番 2 | 340.9   |          |
|             |     | 菩提寺   | 字北伊駒  | 2453 番 3 | 130.3   |          |
|             |     | 菩提寺   | 字門ノ前  | 2514 番   | 538.6   |          |
|             |     | 菩提寺   | 字門ノ前  | 2515 番   | 231.8   |          |
|             |     | 菩提寺   | 字門ノ前  | —        | 93.8    |          |
| 下田地区        | F-1 | 下田    | 字中山   | 4147 番 2 | 203.9   | 394.0    |
|             |     | 下田    | 字荒太   | 3991 番   | 190.1   |          |
|             | F-2 | 下田    | 字雷古   | 3807 番 2 | 689.3   | 689.3    |
|             |     |       |       |          | 合計 (㎡)  | 16,945.2 |
|             |     |       |       |          | (ha)    | 1.7      |



## (エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

山林・原野については基本的に農用地区域の指定は行わないが、飛び地となっている田畑について農用地として一体的に保全する必要があることから、当該田畑に隣接するものについては、農用地区域を設定する。

農用地区域に含める山林原野

| 地区・区域番号 |         | 面積 (㎡)   |     |
|---------|---------|----------|-----|
| 石部地区    | A-1     | 545.8    |     |
| 東寺・西寺地区 | B-1 C-1 | 183.9    |     |
| 三雲地区    | D-1     | 18,170.4 |     |
|         | D-2     | 479.3    |     |
| 岩根地区    | E-1     | 57.1     |     |
| 下田地区    | F-1     | 43,629.9 |     |
|         | F-2     | 27,475.6 |     |
|         | F-3     | 8,470.8  |     |
| 合計 (㎡)  |         | 99,012.7 |     |
|         |         | (ha)     | 9.9 |

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

現況農用地区域 635.3ha の利用区分は、農地 569.7ha (田 546.3ha、畑 22.3ha、樹園地 1.1ha)、採草放牧地 0.0ha、農業用施設用地 1.7ha、山林原野 9.9ha、その他 54.0ha となっている。

今後の土地利用については、土地改良やほ場整備等の農業基盤整備を計画的に推進するとともに、農地の流動化に関する土地利用調整を全市的に展開して、面的に集積した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、岩根地区に新たに設置された直販所への地元農産物や特産物の販売を促進するとともに、学校給食への食材を供給するなど、地産地消を推進するとともに、高収益性の作目や作型を担い手を中心に導入し、地域として産地化を図る。

さらに、経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸を含めた経営を展開する農家との間で、労働力の提供や役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

(単位：ha)

| 区分<br>地区名 | 農地               |                  |      | 採草放牧地       |             |     | 農業用施設用地     |             |     | 計           |             |      | 山林・<br>原野等 |
|-----------|------------------|------------------|------|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|------|------------|
|           | 現況<br>(H27)      | 将来<br>(H37)      | 増減   | 現況<br>(H27) | 将来<br>(H37) | 増減  | 現況<br>(H27) | 将来<br>(H37) | 増減  | 現況<br>(H27) | 将来<br>(H37) | 増減   | 現況         |
| A         | 42.9             | 42.7             | -0.2 | 0.0         | 0.0         | 0.0 | 0.54        | 0.54        | 0.0 | 43.4        | 43.2        | -0.2 | 0.05       |
| B・<br>C   | 46.4             | 46.2             | -0.2 | 0.0         | 0.0         | 0.0 | 0.05        | 0.05        | 0.0 | 46.5        | 46.3        | -0.2 | 0.02       |
| D         | 139.3            | 138.8            | -0.5 | 0.0         | 0.0         | 0.0 | 0.23        | 0.23        | 0.0 | 139.5       | 139.0       | -0.5 | 1.86       |
| E         | 272.9            | 271.9            | -1.0 | 0.0         | 0.0         | 0.0 | 0.76        | 0.76        | 0.0 | 273.7       | 272.7       | -1.0 | 0.01       |
| F         | 68.2             | 68.0             | -0.2 | 0.0         | 0.0         | 0.0 | 0.11        | 0.11        | 0.0 | 68.3        | 68.1        | -0.2 | 7.96       |
| 計         | 569.7<br>(569.4) | 567.7<br>(566.4) | -2.0 | 0.0         | 0.0         | 0.0 | 1.7         | 1.7         | 0.0 | 571.4       | 569.4       | -2.0 | 9.9        |

(1) 四捨五入のため合計値が合わないことがある。

(2) 将来は、農地が現況（H27）より0.18%減少、その他の項目は現状維持とする。

(3) ()は、農用地区域内の農地のうち、耕地および作付面積統計において定義する「耕地」の面積である。

## イ 用途区分の構想

### (ア) 石部地区（A地区）

県道草津伊賀線の石部中央～石部東にかけての農用地については、基盤整備が行われておらず、用排水路や農道の整備等を実施し、機械化に対応するとともに、担い手への農地の集積を図り、今後も農用地として利用する。

### (イ) 東寺地区（B地区）

落合川及び広野川沿いに存在する農用地については、土地改良総合整備事業及び農村基盤総合整備事業が実施されており、担い手への農地の集積や集落営農等による営農体制の強化を図りながら、今後も農用地として利用する。

### (ウ) 西寺地区（C地区）

北浦川及び(県)長寿寺本堂線沿いに存在する農用地については、土地改良総合整備事業及び農村基盤総合整備事業が実施されており、担い手への農地の集積や集落営農等による営農体制の強化を図りながら、今後も農用地として利用する。

### (エ) 三雲地区（D地区）

甲西南部（吉永～柑子袋）の農用地では、現在、土地改良事業が施工中であり、荒川西流沿いに存在する農用地（妙感寺）では、既にほ場整備事業及び農道整備事業が実施されている。

担い手への農地の集積や集落営農等による営農体制の強化を図りながら、今後も農用地として利用する。

**(オ) 岩根地区（E地区）**

現況の農用地は全てほ場整備が完了しており、大区画の農地が整備されているほか、県営農業用水再編対策事業（幹線・支線水路整備等）や国営総合農地防災事業（野洲川ダム、石部頭首工）等も実施され、本市で最も優良な穀倉地帯である。

担い手への農地の集積や認定農業者等による営農体制の強化を図りながら、米・麦・大豆による水田の高度利用や、野菜果樹などの園芸品目の生産拡大を目指して、今後も農用地として利用する。

**(カ) 下田地区（F地区）**

祖父川や野神川沿いに存在する農用地については、ほ場整備が完了しており、今後とも農用地として利用する。

**ウ 特別な用途区分の構想**

特になし。

**2 農用地利用計画**

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

現況農用地区域 635.3ha のうち、水田は 546.3ha で、傾斜度 1/300～1/100 で形成されている。要整備面積 569.7ha のうち 489.6ha でほ場整備が完了し、整備率は 85.9%となっているほか、農道整備、幹線・支線用水路整備、頭首工整備等が行われている。

今後の基盤整備については、整備未実施の農地を中心に進めていくとともに、老朽化した用排水路等の再整備を進め、また、汎用性のある農地への改善を実施し、農地の高度利用を図る。

#### (ア) 石部地区 (A地区)

本地区は平坦で営農条件に適しており、用排水路や農道の整備、経営の近代化等を図り、農地の高度利用と生産性の向上を図る。

#### (イ) 東寺地区 (B地区)

既に土地改良総合整備事業及び農村基盤総合整備事業が実施されており、今後は、用排水路施設等の適切な維持管理・改修を図る。

#### (ウ) 西寺地区 (C地区)

既に土地改良総合整備事業及び農村基盤総合整備事業が実施されており、今後は、用排水路施設等の適切な維持管理・改修を図る。

#### (エ) 三雲地区 (D地区)

現在施工中の甲西南部（吉永～柑子袋）土地改良事業を促進するとともに、既に基盤整備済の区域と併せて、用排水路施設等の適切な維持管理・改修を図る。

#### (オ) 岩根地区 (E地区)

野洲川沿いに広がる農用地については、ほ場整備や幹線・支線用水路の整備等が行われており、今後は、用排水路施設等の適切な維持管理・改修を図る。

#### (カ) 下田地区 (F地区)

農用地のうち 38.4ha については、既にほ場整備事業が完了しており、今後は、用排水路施設等の適切な維持管理・改修を図る。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類          | 事業の概要       | 受益の範囲 |        | 対図<br>番号 | 備考 |
|----------------|-------------|-------|--------|----------|----|
|                |             | 受益地区  | 受益面積   |          |    |
| 甲西南部<br>土地改良事業 | 整地工 95.0ha  | 柑子袋   | 95.0ha | 1        |    |
|                | 道路工 12.8km  | 平松    |        |          |    |
|                | 用水路工 10.3km | 針     |        |          |    |
|                | 排水路工 15.9km | 夏見    |        |          |    |
|                | 暗渠排水工 9.6ha | 吉永    |        |          |    |

■ 農業生産基盤整備開発計画図（湖南農業振興地域整備計画書 附図2号）

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林が有する国土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林の適正管理を図るとともに、県と連携して治山施設の整備・改善を推進し、森林の管理水準の向上を図る。

また、林業の担い手育成、地域材の積極的活用、林道の維持管理を図るとともに、森林管理に対する市民の理解と参加を促すなど、森林管理の基礎的条件整備に努める。

市街地や既存集落周辺の里山などは、自然とのふれあいの場、歴史的風土を活かした憩いや学びの場として、市民とともに維持管理に努め、総合的な利用を促進する。

## 4 他事業との関連

湖南省総合計画、湖南省国土利用計画、湖南省都市計画マスタープラン等との整合を図る。

## 第3 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

本地域の農用地区域内の水田面積は 546.3ha であり、全耕地の約 96%を水田が占める水稲栽培中心の地域となっている。ほ場整備率は 87.5%で、整備が進んでいる岩根地区や土地改良事業施工中の甲西南部（三雲地区）においては、麦・大豆の二毛作をブロックローテーションで行い、水田の高度利用に取り組んでいる。

下田地区や市街地の多い石部地区では、水田における麦・大豆等土地利用型農業については生産性、品質面で課題が多く、調整水田、自己保全管理等による生産調整が多く、土地利用率が低い状況にある。

上記を踏まえ、地域内における耕作放棄等による農用地等の機能低下を防止するとともに、既存農用地の保全、荒廃農地の再整備を促進するため、日本型農業直接支払等の諸制度を活用し、けい畔や法面の保護対策等の実施やため池、農業用排水施設等の適正な維持管理及び計画的な改修により、農業生産構造の確立を図る。

### 2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類  | 事業の概要 | 受益の範囲 |      | 対図番号 | 備考 |
|--------|-------|-------|------|------|----|
|        |       | 受益地区  | 受益面積 |      |    |
| (該当なし) |       |       |      |      |    |

### 3 農用地等の保全のための活動

経営所得安定対策の的確な運用による農業経営の安定化と相まって、日本型農業直接支払制度による地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動をはじめ、基盤整備等の推進、農業委員会による農地法に基づく遊休農地対策の実施により、荒廃農地の発生抑制・再生を図る。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関係

湖南省総合計画及び湖南省国土利用計画等との整合を図り、農道と林道の一体的整備及び林業の振興を推進する。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業者へのアンケート調査（平成21年10月実施）による将来の経営形態の予測では、現状維持が60.1%を占めているが、全作業の委託が14.6%、離農が11.8%、規模縮小が4.2%であるのに対し、規模拡大はわずか4.0%に留まっている。

このような状況の中、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指して農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

|               | 営農類型         | 目標規模    | 作目構成<br>(ha)   | 戸数<br>(経営体数) | 流動化目標<br>面積(ha) |
|---------------|--------------|---------|--|--------------|-----------------|
| 個別<br>経営<br>体 | 水稲作          | 27.0ha  | 水稲 : 18.0<br>小麦 : 9.0<br>大豆 : 9.0                            | 18戸          | 102.7           |
|               | 水稲+露地野菜      | 18.0ha  | 水稲 : 12.0<br>小麦 : 6.0<br>露地野菜 : 2.0                          |              |                 |
|               | 野菜           | 0.2ha   | 水耕野菜 : 0.2   |              |                 |
|               | 水稲+果樹        | 3.0ha   | 水稲 : 2.0<br>果樹 : 1.0   |              |                 |
|               | 花き           | 1.2ha   | 草花苗花 : 0.5<br>草花鉢物 : 0.7                                     |              |                 |
|               | 肉用牛          | 150頭    | 肉用牛(和牛種)   |              |                 |
|               | 養鶏           | 15,000羽 | 採卵鶏  | 1戸           | —               |
| 組織<br>経営<br>体 | 水稲(主たる従事者1人) | 30.0ha  | 水稲 : 20.0<br>小麦 : 10.0<br>大豆 : 10.0                          | 1戸           | 11.0            |
|               | 水稲(主たる従事者1人) | 45.0ha  | 水稲 : 32.0<br>小麦 : 13.0<br>大豆 : 8.0<br>野菜 : 4.5<br>イチジク : 0.3 | 5戸           | 126.5           |

(1) 目標規模及び作目構成：湖南省農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（H26.2）より

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本地域は、耕作面積が1ha未満の兼業農家が大半を占めており、水稲作は個人完結で生産効率の低い耕作が行われている。一方、生産調整としての麦大豆生産では、担い手への作業委託や集落農業組織等で行われるなど一部では構造改革が進んでいる。

今後は、集落営農の発展や担い手育成等の他、農地中間管理機構の活用により農地の集積・集約化を進め、水田農業全体の効率化を図る。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 農業経営基盤強化のための方策

#### ア 関係機関の連携及び指導等の体制

本市及び隣接する甲賀市とともに、農業協同組合、農業委員会、滋賀県甲賀農業農村振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、甲賀地域農業センター担い手支援班に参画し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して、甲賀地域農業センター担い手支援班が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

#### イ 農地の流動化に関する方法

人・農地プランの作成等を推進し、地域ごとに農用地利用のあり方を検討することで、担い手の育成と農用地の有効利用が促進され、主に農地中間管理事業を活用し利用権設定等を拡大する。

特に利用状況が芳しくない農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等担い手への集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

#### ウ 先進的経営体の育成方法

認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、集落営農組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を、甲賀地域農業センターとして行う。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする農業者においては、新規の集約的作目導入を図るため、甲賀地域農業センター園芸特産班等の指導により、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせての複合経営としての発展に結び付けるよう努める。



## エ 農業生産組織の育成

集落営農組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けをもっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、担い手の不足している地域においては、農地の一体的管理を行う主体として、当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を推進する。

### (2) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、滋賀県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事項を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

湖南市総合計画及び湖南市国土利用計画等との整合を図り、農道と林道の一体的整備及び林業の振興を推進する。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市の重点作物は、「米」「麦」「大豆」であり、「野菜」「果樹」の振興も推進しており、農地の高度利用を進めるため、土地基盤整備により農地の汎用化を図るとともに、農用地の流動化を促進し、集団化を図る。また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくための条件整備として、農産物加工施設の拡充を図る。

本地域の基幹作物である米については、今後も積極的にほ場条件の整備を推進する一方、良質銘柄米嗜好に対応した適地増産を積極的に推進し、栽培管理の適正化、栽培技術の向上等による良質米の安定生産を図るとともに、カントリーエレベーターの効率的な運営による良質で均質な米の生産と流通の合理化を目指す。また、高能率な機械設備や農業機械銀行制度等の導入による機械省力化体系を確立し、労働生産性の高い米づくりを目指す。

麦については、需要の増加が期待できる小麦、ビール麦を中心とした生産の展開を目指し、適時適切な肥培管理、病虫害防除等の実施や排水等ほ場条件の整備を図るとともに、集団による作付け、機械・施設の利用による効率的な麦作を推進し、合わせて管理体制の整備による物流の合理化を図る。

大豆については、排水改良、砕土、整地の実施等ほ場条件の整備を図るほか、適期は種・防除・肥培管理を行うとともに、品種の統一、集団作付けの推進、裏作物プラス大豆の作付け体系の確立により、土地の高度利用を図る。

果樹については、高品質化による生産性の向上、消費者ニーズに即したぶどうの生産などによる知名度アップを図るとともに、共選・共販体制を整備し、経営の安定化を進める。

野菜については、土地条件の整備として、「排水対策」「土づくり対策」を行うとともに、栽培協定による作物栽培を計画的に進める。さらに、転作地を中心とした作付けを推進し、生産組織の育成を図るとともに、効率的作業体系を確立するため、高性能機械の導入とその効率的利用、野菜集出荷施設の整備を図る。

### 2 農業近代化施設整備計画

| 施設の種類  | 位置及び規模 | 受益の範囲 |              |             | 利用組織 | 対図場号 | 備考 |
|--------|--------|-------|--------------|-------------|------|------|----|
|        |        | 受益地区  | 受益面積<br>(ha) | 受益戸数<br>(戸) |      |      |    |
| (該当なし) |        |       |              |             |      |      |    |

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

湖南省総合計画及び湖南省国土利用計画等との整合を図り、農道と林道の一体的整備及び林業の振興を推進する。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

地域農業の担い手が将来に希望をもち、安心して農業経営に取り組めるよう、必要な情報提供や技術支援、研修内容の向上を図るため、滋賀県農業技術振興センター、滋賀県畜産技術振興センター等とのさらなる連携に努める。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

滋賀県甲賀農業農村振興事務所等と連携して、情報収集・提供体制を整備し、継続的な就農相談活動を行う。

研修計画・就農計画の作成を行うとともに、研修等就農準備や、施設・機械の導入に必要な資金について、就農支援資金貸付制度の活用を図る。

県立農業大学校を核にして、専門技術や経営能力を養成する農業教育を推進するとともに、指導農業士等と連携した実地研修を実施する。

さらに、新規就農者に対しては、滋賀県甲賀農業農村振興事務所と連携し、経営・技術指導を展開し、その能力向上に努める。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、農業を生活基盤としている人口が年々減少し、都市化が進展する中で農業従事者が兼業化し、さらに第1種兼業から第2種兼業への移行、他産業へ就業する傾向が続いている。このような農業以外への就業は、農業経営規模が零細なことにも原因があり、また、農地の資産的保有傾向が強く、農地を保有したまま他産業へ就業する者も多い。

このため、地域特産品や地場産業等を活用した安定的な就業機会を確保するとともに、生産者による加工・販売や、生産者と他事業者との連携による農業の6次産業化を推進する。また、地場産業とも連携を図ることが可能な企業の導入を進め、雇用の拡大を図る。

(単位：人)

| 区 分    |    | 従業地  |     |     |      |     |     |     |     |     |
|--------|----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| I      | II | 市町村内 |     |     | 市町村外 |     |     | 合計  |     |     |
|        |    | 男    | 女   | 計   | 男    | 女   | 計   | 男   | 女   | 計   |
| 恒常的勤務  |    | 148  | 119 | 267 | 159  | 89  | 248 | 307 | 208 | 515 |
| 自営兼業   |    | 25   | 16  | 41  | 26   | 11  | 37  | 51  | 27  | 78  |
| 出稼ぎ    |    | 0    | 0   | 0   | 0    | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 日雇・臨時雇 |    | 11   | 18  | 29  | 12   | 13  | 25  | 23  | 31  | 54  |
| 合計     |    | 184  | 153 | 337 | 197  | 113 | 310 | 381 | 266 | 647 |

- (1) 2015年の合計742人は、第1次産業就業者299人の2.48倍  
平成37年の第1次産業就業者の見通しは261人であり、これに2.48を掛け合わせ、合計を647人と設定  
各欄の人数は、647/742の比率0.872を掛け合わせて算出

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

#### (1) 地域産業の活性化

本市は、湖南工業団地への企業立地を契機に都市化進行による人口増加が進み、安全・安心な農産物を安定供給する都市近郊農業としての役割が求められている。このような状況の中、農産物直売所を有した市民産業交流促進施設「ここぴあ」が開設され、生産された野菜や花き等の地元農産物や特産物が販売されており、その種類や数量は、米の生産調整対策に応じて年々多様化・増加している。

今後は、地元農林産物や特産物の地産地消及び販売を促進するとともに、学校給食への食材提供を図る。また、農産物の加工施設や観光農園の整備により、農業関連の産業を育成し、安定的な就業機会の確保を図る。

#### (2) 企業進出に際しての地域関係者等との連絡調整

本市の人口・世帯数は、大津湖南地域全体を上回る伸び率で増加してきたが、近年はわずかに減少に転じている。また、年間商品販売額は落ち込み、周辺都市と比較して地元購買率が低水準であったが、近年、国道1号バイパスの整備による広域交通の利便性向上を

活かした大型商業施設が立地したことにより回復基調にあり、さらに、農産物直売所機能を有した市民産業交流促進施設「ここびあ」が開設したことにより、地域の農林業の振興を図るとともに、市民の生活利便性の向上、地域雇用の拡大、観光交流の活性化等を図る。

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農村地域においては、農業従事者の高齢化に加え、兼業化や非農家との混在化が進んだ結果、地域住民の職業や生活様式が多様化し、地域コミュニティ意識の低下が見られる傾向にある。

このような状況にある中で、本市では、農地・水・環境保全向上活動や世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策を進め、農家のみならず非農家を含めた共同活動に実施により、農地の持つ多面的機能の維持や農村景観の保全を行うことで、住民相互の連帯感・信頼感の高揚に努めてきた。

今後も、地域が有する豊かな自然環境や歴史文化等の保全・継承を図りながら、これらの事業を推進するとともに、安全、保健、利便、快適、文化等の面からの生活環境施設の整備を進め、本市が目指すまちの将来像「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろう きらめき湖南」の実現を目指す。

#### (1) 安全性

##### ア 防災体制の充実

携帯電話などをはじめ、今後も進歩が見込まれる情報通信技術を活用したより高度な情報提供システムの構築を図るとともに、防災行政無線の整備や有線放送の有効活用を図る。

消防団の強化と自主防災組織の育成を図り、初期消火や避難訓練の実施に努めるとともに、地域における災害時要援護者の日常的状況把握を促す。

災害に対する広報や啓発、ふるさと防災チームや学校、高齢者団体、企業などを対象とした学習機会の充実、防災マップの周知・普及促進などに努める。

##### イ 防災施設の整備

防災拠点となる施設、備蓄資機材の整備を進め、災害対策本部である東庁舎の耐震補強を図る。

防災倉庫の整備を図るとともに、災害時の飲料水の確保に努める。

初期消火のため、防火水槽や消火栓の整備を図る。

##### ウ 災害の未然防止

人命を守ることを基本に捉え、災害時の避難場所、避難地の保全など総合的な防災対策を進め、市民が安全に暮らせるように施設整備を進める。

##### エ 河川の整備

野洲川の未改修区間の改修事業の早期実現を図るとともに、由良谷川や落合川、大沙川、高田砂川などの天井川をはじめ、普通河川についても浸水などによる災害の未然防止を図るため、河川の改修整備に努める。

## (2) 保健性

### ア 省資源・リサイクルの推進

ごみの減量化、再利用、リサイクル化について市民や事業者理解と協力を求め、ごみ発生量を抑え、ごみ分別の細分化を行う事業活動と暮らしの実践を促進する。

廃プラスチック類の分別の精度を上げ、生ごみの処理についても焼却以外の再利用などの方法を模索し、資源としての有効利用に努める。

### イ ごみ処理体制の整備

ごみ処理体制については、甲賀広域行政組合において管理運営している衛生センターの処理体制の効率化に努める。

民間が運営する産業廃棄物処理施設については、施設の維持・管理及び改善などについて県と連携して指導するとともに、事業者に対する適切な対応に努める。

### ウ 環境にやさしい暮らしの実践

環境にやさしい暮らしのあり方を、学校教育や社会教育の場などを通じて学び合うとともに、リサイクルプラザを活用しながら、3Rの実践をはじめとした環境学習の充実を図り、さらに、環境について考え、実践するボランティアグループの育成を図る。

### エ エネルギー対策の推進

エネルギーの自給率や利用効率の向上を図るため、市民、企業、行政の協働により、自然エネルギー活用や省エネルギーの普及に努める。

### オ 上水道施設の整備と管理

未給水地域への給水に努めるとともに、安全で安心できる水の供給のために、各施設の改修整備、耐震化などを進める。

既存施設とともに、水源の適正な維持管理、監視システムの充実に努める。

### カ 下水道施設の整備と管理

未整備地域の実情を考慮しながら早期完了を目指し、下水道整備を進める。

下水道施設が有効利用されるために、広報の充実や戸別訪問による水洗化普及促進、工場など大口使用者への早期接続に向けた取り組みに努める。

## (3) 利便性

### ア 幹線道路の整備

周辺環境の保全に配慮しながら、国道1号バイパスなどの地域高規格道路の整備を促進するとともに、旧東海道の交通渋滞を解消するため、市道南部中央線と既設道路との連絡を図る。

野洲川による地域分断の解消と緊急時の連絡強化を図るため、南北をつなぐ道路整備を進めるとともに、JR草津線各駅を中心とした南北軸の強化や東西軸の強化に向けた道路整備など、地域をつなぐ地域幹線道路の整備を促進する。

### イ 生活道路の整備

地域の実情に応じた市道の整備・改良に努めるほか、生活道路の安全性、利便性の確保に向けた既設道路の整備を推進する。

#### ウ ユニバーサルデザインの推進

市民みんなが安心して使える道路づくりを進め、すべての人が安全で快適に道路を歩くことができるよう、危険箇所の点検及び改善を行い、ユニバーサルデザイン化に努める。

#### エ 駅周辺環境の向上

各駅では、利便性と安全性を高めるとともに、周辺の機能と連携しながら、地域のにぎわいづくりを図る。

#### オ バスシステムの充実

市民ニーズや地域づくりの動向を把握しながらバスサービスの改善を図り、通勤通学における利用促進やノーマイカーデーの機会を通じて積極的にコミュニティバスの利用促進を図る。

### (4) 快適性

#### ア 公園の整備

魅力ある公園整備のために、遊具の点検や施設の老朽化対応など公園を適切に管理し、子どもから高齢者まで、多様な世代の人々が楽しめる公園環境の充実を図る。

市民同士の交流やふれあいの場として、野洲川や豊かな森林などを活かした多様なレクリエーションの場づくりに努める。

災害時における市民の避難場所としての機能を視野に入れながら、公園や緑地のオープンスペースとしての活用を図る。

#### イ 福祉

高齢社会に対応し、地域福祉の充実や施設等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、生きがいきづくりへの多方面からの支援に努め、健康でいきいきと安心して暮らせる環境づくりを推進する。

また、少子化に対応し、保育サービスや地域の支え合いによる子育て支援の充実を図り、安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進する。

#### ウ 医療

多様化するニーズに対応できる医療機能の強化と人材の確保に努めるとともに、地域の医療資源を活用しながら病診連携に取り組み、地域包括医療の構築を図る。

### (5) 文化性

市民の日常生活において、心の豊かさや生活の質の向上を求め、文化芸術に親しむニーズが増加している。

そのため、地域文化資源を再認識し、有効活用を図ることにより、市民が優れた文化芸術にふれ、学ぶ機会を確保し、個性と魅力あるまちづくりを目指す。

地域における文化芸術活動に対する支援を行うとともに、情報発信や地域住民の交流など、市民同士の交流を促進することにより、多様な文化が共存する豊かなまちづくりを目指す。



## 2 農村生活環境施設整備計画

| 施設の種類  | 位置及び規模 | 利用の範囲 | 対函番号 | 備考 |
|--------|--------|-------|------|----|
| (該当なし) |        |       |      |    |

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

木材生産などの経済的機能及び水源涵養などの公益的機能を増進するため、森林資源の整備と計画的な保有の推進を図る。

遊歩道や四阿などの施設の定期的な監視を行うとともに、案内マップの作成などの情報発信を行い、観光と連携しながら自然に親しむ森林レクリエーションの場の整備に努める。

市街地や既存集落周辺の里山などは、自然とのふれあいの場、歴史的風土を活用した憩いや学びの場として、市民とともに維持管理に努め、総合的な利用を促進する。

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

湖南省総合計画等を踏まえ、相互関連に配慮しつつ、生活環境向上のための整備を図る。

地すべりや土砂災害を未然に防止するため、住宅地背後の森林地域を中心として、急傾斜地の整備など治山・治水事業を推進する。

台風や大雨時における水害を防止するため、主要な河川の改修や護岸整備に順次取り組むとともに、中小河川や用水の氾濫防止に努める。

下水道については、新たな市街地整備など土地利用計画との整合・調整を図りながら、計画的な整備を推進する。

## 第9 湖南農業振興地域整備計画書 附図

別 添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
  - 2 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）
  - 3 農用地等保全整備計画図（附図3号）
  - 4 農業近代化施設整備計画図（附図4号）
  - 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図5号）
  - 6 生活環境施設整備計画図（附図6号）
- } 該当なし

別 記 農用地利用計画／別記の通り

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

| 地区・区域番号            | 区域の範囲                        | 除外する土地                         | 備考                        |
|--------------------|------------------------------|--------------------------------|---------------------------|
| 石部地区<br>A-1        | 農用地区域図（A-1）に示す農用地区域（黒線）      | 除外する土地（石部 A-1）に示す区域（赤色）        | 除外する土地<br>詳細：様式 3<br>- 2号 |
| 東寺・西寺地区<br>B-1・C-1 | 各農用地区域図（B-1・C-1）に示す農用地区域（黒線） | 除外する土地（東寺・西寺 B-1・C-1）に示す区域（赤色） |                           |
| 三雲地区<br>D-1・D-2    | 各農用地区域図（D-1・D-2）に示す農用地区域（黒線） | 除外する土地（三雲 D-1・D-2）に示す区域（赤色）    |                           |
| 岩根地区<br>E-1        | 農用地区域図（E-1）に示す農用地区域（黒線）      | 除外する土地（岩根 E-1）に示す区域（赤色）        |                           |
| 下田地区<br>F-1～3      | 各農用地区域図（F-1～3）に示す農用地区域（黒線）   | 除外する土地（下田 F-1～F-3）に示す区域（赤色）    |                           |

#### イ 現況森林・原野等に係る農用地区域

下表に掲げる区域の土地は、農用地区域とする。

| 地区・区域番号            | 区 域                | 備考              |
|--------------------|--------------------|-----------------|
| 石部地区 A-1           | 各地区の農用地区域図の緑色で示す区域 | 別表 1 の原野に示す土地   |
| 東寺・西寺地区<br>B-1・C-1 |                    | 別表 2 の原野に示す土地   |
| 三雲地区 D-1・D-2       |                    | 別表 3 の山林原野に示す土地 |
| 岩根地区 E-1           |                    | 別表 4 の原野に示す土地   |
| 下田地区 F-1～3         |                    | 別表 5 の山林原野に示す土地 |

## (2) 用途区分

農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとし、用途色別に（農地（田・畑・樹園地）は水色）表示するものとする。

| 地区・区域番号            | 用 途 区 分  |
|--------------------|--|
| 石部地区<br>A-1        | 農 地：農用地区域図（A-1）の水色と緑色で表示された区域<br>（別表1参照）<br>農業用施設用地：農業用施設用地一覧（p.3）の石部地区（A-1）分        |
| 東寺・西寺地区<br>B-1・C-1 | 農 地：農用地区域図（B-1・C-1）の水色と緑色で表示された区域（別表2参照）<br>農業用施設用地：農業用施設用地一覧（p.4）の東寺・西寺地区（B-1・C-1）分 |
| 三雲地区<br>D-1・D-2    | 農 地：農用地区域図（D-1・D-2）の水色と緑色で表示された区域（別表3参照）<br>農業用施設用地：農業用施設用地一覧（p.4）の三雲地区（D-1・D-2）分    |
| 岩根地区<br>E-1        | 農 地：農用地区域図（E-1）の水色と緑色で表示された区域<br>（別表4参照）<br>農業用施設用地：農業用施設用地一覧（p.4）の岩根地区（E-1）分        |
| 下田地区<br>F-1～3      | 農 地：農用地区域図（F-1～3）の水色と緑色で表示された区域（別表5参照）<br>農業用施設用地：農業用施設用地一覧（p.4）の下田地区（F-1・F-2）分      |